

写

老振発第42号
平成13年8月22日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課



介護保険法施行令等の一部改正について

介護支援専門員名簿への登録及びその管理の適切な実施を確保するため、今般、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第258号）及び介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第183号）が公布され、それぞれ平成13年9月1日より施行することとされたところである（別添参照）。これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内市町村、関係団体及び関係機関等にその周知を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1. 改正の趣旨

介護支援専門員に関しては、従来より、

- ・虚偽又は不正の事実に基づいて登録証明書の交付を受けた者
- ・介護保険法の規定又は同法に基づく処分に違反した者

について、介護支援専門員として適当でないと認められる場合には、介護支援専門員名簿から消除することとされてきたところである。

今般の改正は、介護支援専門員が介護保険制度において期待される役割等を踏まえ、保健医療福祉分野の各種資格制度における資格取消の取扱いも参考しつつ、この登録消除の対象となる事由として、罰金以上の刑に処せられた者等を追加し、介護支援専門員としての登録管理を適切に行うことができるようすることを目的とするものである。

また、併せて、登録後の対応のみでなく、登録前の対応を可能とするため、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件についても、同旨の目的に基づく所要の改正を

行うこととされたところである。

2. 改正の概要

(1) 介護保険法施行令の改正

- ① 介護支援専門員名簿からの消除事由として、「罰金以上の刑に処せられた者」及び「介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者」を追加したこと。(第35条の2第3項第3号及び第4号の追加)
- ② 現行の消除事由のうち「法の規定」の違反には、介護保険法第80条で遵守が規定されている「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)の違反も含むものとして差し支えないものと解してきたところであるが、今般の改正に際し、介護保険法の下位法令の違反も消除事由となる旨を明確にしたこと。(第35条の2第3項第2号の改正)
- ③ 改正に伴う経過措置として、施行の際、現に介護支援専門員名簿に登録されている者に対する消除に関しては、施行前に生じた事由については、従前の例によることとしたこと。

(2) 介護支援専門員に関する省令の改正

介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）について、(1)の消除事由と同様の事由のほか、「介護支援専門員名簿から消除され、消除の日から5年を経過しない者」に該当する者には受験を認めないことができることとしたこと。(第1条の改正)

3. 改正によって追加された消除事由等について

(1) 「罰金以上の刑に処せられた者」又は「業務に関し犯罪又は不正の行為があった者」に該当するか否かの判断に際しては、以下の点に留意が必要であること。

- ① 「罰金以上の刑に処せられた者」とは、判決の言渡しがあった後、法定の控訴又は上告の期間を経過して判決が確定した者をいい、現に公判、控訴又は上告中の者は除かれる。また、「罰金以上の刑」とは、罰金、禁錮、懲役及び死刑である。執行猶予期間中の者も刑に処せられた者に含まれるが、刑に処せられることなく執行猶予期間を過ぎた者については、刑の言渡しの効力がなくなる（刑法（明治40年法律第45号）第27条）ことから、「罰金以上の刑に処せられた者」には該当しない。

- ② 実際に刑の執行を受けた者であっても、当該刑の執行を終わり罰金以上の刑に処せられることなく一定年限（禁錮以上の場合は10年、罰金の場合は5年）を経過した場合には、刑の言渡しの効力がなくなる（刑法第34条の2）ことから、当該一定年限を経過した日以降においては、同様に「罰金以上の刑に処

せられた者」には該当しない。

③ 「業務に関し犯罪又は不正の行為があった者」については、刑に処せられたか否か、起訴されたか否かを問わず、犯罪又は不正に当たる行為があったか否かという事実に着目する。

④ なお、介護支援専門員名簿からの消除については、「罰金以上の刑に処せられた者」又は「業務に関し犯罪又は不正の行為があった者」に該当することを以て直ちに行われるものではなく、これらに該当した上で、介護支援専門員として不適当と認められるときに行われるものである。

(2) 「介護支援専門員名簿から消除され、消除の日から5年を経過しない者」に該当するか否かについては、消除処分のあった日の翌日から起算して試験日前日までの期間が5年を経過しているかどうかによって判断されること。

4. その他

(1) 試験実施後に、欠格事由に該当することが判明し、かつ、受験を認めるべきではなかったと認めるときは、介護支援専門員実務研修の受講及び介護支援専門員名簿への登録を拒むことができ、また、介護支援専門員名簿への登録後であれば、「虚偽又は不正の事実に基づいて登録証明書の交付を受けた者」として処理して差し支えないこと。

(2) 平成13年11月11日に予定されている本年度の試験については、既に受験申込みの受付、受験票の送付等その準備が進められていることにかんがみ、あらかじめ欠格事由に該当するか否かについて確認を行うことに代えて、今後、欠格事由に該当する事実が判明した時点において採りうる措置によって対応することとして差し支えないこと。

(3) 以上のはか、受験要件の確認等に関する事項は、「介護支援専門員養成研修事業の実施について」(平成11年4月2日老発第316号厚生省老人保健福祉局長通知)において示すところによること。

(4) 当分の間、介護支援専門員名簿から消除した場合、消除について疑義が生じた場合などにおいては、当課まで幅広に情報提供願いたい。



財務省印刷局発行

介護保険法施行令の一部を改正する政令を以て
に公布する。

御名御璽

平成十三年八月三日

内閣總理大臣 小泉純一郎

政令第二百五十八号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法(平成九年法律第二百五十九条)第七十九条第一項第一号の規定に基づき、

該当しないに改め、同条に次の二項を加える。

介護保険法施行令(平成十年政令第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

介護保険法施行令(平成十年政令第四百四十一号)第三十五条の二第三項第一号中「もの」を「者」

に改め、同項第一号中「もの」を「法若しくは法に基づく命令の」に「法に」を「これらに」わざの」を「者」に改め、同項に次の二号を加える。

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、介護支援専門員の業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者

一 介護保険法(平成九年法律第二百五十九条)若しくは同法に基づく命令の規定又はこれらに基づく处分に違反した者

二 罰金以上の刑に処せられた者

三 前号に該当する者を除くほか、前項各号に規定する業務又は介護支援専門員の業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者

四 令第三十五条の二第三項の規定により介護

支援専門員名簿から消除され、その消除の日から五年を経過しない者

附 則

この政令は、平成十三年九月一日から施行す

この省令は、平成十三年九月一日から施行する。

- 介護支援専門員に關する省令の一部を改正する省令(厚生労働一八二)(内閣府・財務六)
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改
- 立川飛行場に關する告示の一部を変更する件(防衛庁一一七)

〔省令〕

(註過措置)

- 介護支援専門員に關する省令の一部を改正する省令(厚生労働一八二)(内閣府・財務六)
- 立川飛行場に關する告示の一部を変更する件(防衛庁一一七)

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年九月一日から施行す

10.

附 則

(註過措置)

2 この政令の施行の際現に介護保険法施行令第三十五条の二第一項の介護支援専門員名簿に登録されている者に対する介護支援専門員名簿からの消除に關しては、この政令の施行前に生じた事由について、なお從前の例によることとする。

○厚生労働省令第百八十二号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百四十一号)

第三十五条の二第一項の規定に基づき、介護支援専門員に關する省令の一部を改正する省令を次のようにて定め。

平成十三年八月三日

厚生労働大臣 坂口 力

介護支援専門員に關する省令の一部を改正する省令

令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「である」を「であつて、欠格事由に該当しないに改め、同条に次の二項を加える。

該当しないに改め、同条に次の二項を加える。

介護保険法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十一号）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 後	現 行
3	（法第七十九条第二項第一号の政令で定める者）	（法第七十九条第二項第一号の政令で定める者）	
2	第三十五条の二　（略）	第三十五条の二　（略）	
3	登録証明書を交付した都道府県知事は、第一項に規定する者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないと認めるとときは、同項の介護支援専門員名簿から消除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、登録証明書の返還を求めなければならない。	登録証明書を交付した都道府県知事は、第一項に規定する者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適當でないと認めるとときは、同項の介護支援専門員名簿から消除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、登録証明書の返還を求めなければならない。	
1	一　虚偽又は不正の事実に基づいて登録証明書の交付を受けた者 二　法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者	一　虚偽又は不正の事実に基づいて登録証明書の交付を受けたもの 二　法の規定又は法に基づく処分に違反したもの	
3	三　罰金以上の刑に処せられた者		
4	四　前号に該当する者を除くほか、介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者		
4-9	（略）		

介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

現 行

（令第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める要件）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、第一号、第二号及び第三号の期間が通算して五年以上であつて、欠格事由に該当しないこと並びに第四号の期間が通算して十年以上であつて、欠格事由に該当しないこととする。

一～四（略）

2) 前項に規定する欠格事由とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないと認められることをいう。

- 一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）若しくは同法に基づく命令の規定又はこれらに基づく处分に違反した者
- 二 罰金以上の刑に処せられた者
- 三 前号に該当する者を除くほか、前項各号に規定する業務又は介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 四 令第三十五条の二第三項の規定により介護支援専門員名簿から消除され、その消除の日から五年を経過しない者

（令第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める要件）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、第一号、第二号及び第三号の期間が通算して五年以上であること並びに第四号の期間が通算して十年以上である」ととする。

一～四（略）